

紙リサイクルモデル事業

～リサイクルされていないオフィス発生古紙の回収～

2021年3月で紙リサイクルモデル事業を
終了いたします。

2021年3月31日(水)を持ちまして、
古紙回収ステーションを閉めさせていただきます。

4月1日(木)以降、古紙を出すことは出来ません
ので、ご承知ください。

このモデル事業は、これまでに古紙の回収率を高め、リサイクルされていないオフィス発生古紙の回収を目的としています。公益財団法人古紙再生促進センターが新津商工会議所の協力のもとに実施するもので、受入時間内であれば、無料でいつでも古紙を回収拠点に持ち込むことができます。

実施 公益財団法人古紙再生促進センター

協力 新津商工会議所

オフィス発生古紙の持込方法

モデル事業の実施場所と受入曜日・時間

◆実施場所

オフィス古紙の回収場所は、**新津商工会議所**が運営している物産販売所「**まちの駅ぽっほ**」の2軒隣の建物です。

この回収場所はどなたでもご利用できます。

◆受入曜日・時間

受入曜日：毎週月曜日～金曜日(祝日を除く)

受入時間：10:00～16:00

※ 2021年3月31日(水)まで



電車のイラストが描いてある建物の中に回収の容器を設置しています。

回収品目と出し方

回収品目	出し方	注意点
オフィス雑がみ 	束ねて紐で縛ってください。 紐で縛れない場合は、紙袋に入れてください。	●オフィス雑がみは、コピー用紙や紙箱などです。2ページに掲載している「オフィス雑がみ」を参考にしてください。 ●古紙には、3ページに掲載している「古紙に混ぜてはいけないもの」を混入させないようにしてください。
シュレッターした紙 	ポリ袋に入れてください。	
新聞 	束ねて紐で縛ってください。 折込みチラシも一緒に束ねてください。	
雑誌 	束ねて紐で縛ってください。	
段ボール 	宅配伝票は取り除いて、束ねて紐で縛ってください。	
出し方等で迷った場合には、下記までお問い合わせください。 問い合わせ先 坂上興産(株) 新潟県新潟市小戸下組 82 TEL:0250-24-7722 FAX:0250-24-8041		

オフィス雑がみ

オフィス雑がみは、オフィスや事業所で発生する新聞・雑誌・段ボール・紙製飲料用パック以外の紙のことです。オフィス雑がみは貴重な資源ですので、ごみにせず、リサイクルをお願い致します。

◆オフィス雑がみの例

コピー用紙



名刺



封筒



はがき



ノート



メモ用紙・紙製ファイル



チラシ



ダイレクトメール



カレンダー



ポスター



包装紙



紙袋



ティッシュなどの紙箱



台紙



トイレトペーパーの芯



ちぎった紙や丸めた紙



古紙に混ぜてはいけないもの (禁忌品)

古紙をリサイクルするためには、古紙に混ぜてはいけないもの (禁忌品) を分別除去することが大切です。禁忌品が古紙に混入すると再生工程でのトラブルの原因になりますので、古紙に混ぜないようお願い致します。

◆禁忌品の例

昇華転写紙



(くつ・かばんの詰物)

昇華転写紙



(アイロンプリント紙)

感熱性発泡紙



(点字印刷物)

臭いのついた紙



(線香や柔軟剤の包装箱)

ロウ段



(ワックス付段ボール)

食品残渣のついた紙



(食品を直接包装した紙)

汚れた紙



(使用済みティッシュ)

カーボン紙



(宅配便の伝票)

ノーカーボン紙



(伝票)

感熱紙



(レシート)

合成紙



(選挙ポスター)

青図 (青焼き)



(複写図面)

防水加工された紙



(紙コップ)

圧着はがき



(親展はがき)

アルミ加工された紙



(酒パック)

着色した果物類のクッション材



写真



(印画紙)

箔押しされた紙



(金・銀の折り紙)

硫酸紙



(クッキングシート)

建材用の紙



(壁紙・防水シート)

紙でないもの



(不織布：マスク)

紙でないもの



(不織布：お手拭き)

紙でないもの



(プラスチック・金具)

紙でないもの



(ビニール)